

大阪府中小企業向け融資

経営安定サポート資金（経営安定資金）＜略称：府 経安＞
（経営安定資金 危機関連）＜略称：府 危機関連＞ のご案内

この制度は取引企業の倒産や売上の著しい減少、取引金融機関の破綻等により、経営に支障をきたしている府内中小企業者の経営の安定に必要な資金を融資するものです。

1. 利用資格

府内において（注－1）事業を営んでいる中小企業者で、中小企業信用保険法（以下「法」という。）第2条第5項第1号から第6号、第2条第6項に規定する特定中小企業者に該当するとして市町村長の認定を受け、かつ、金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方。（注－2）

中小企業者とは次のいずれかに該当する方です。

法第2条第1項に定める

- ・資本または出資の総額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下の会社
- ・常時使用する従業員数が300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下の会社、特定非営利活動法人、個人
- ・常時使用する従業員数が300人以下の医業を主たる事業とする法人（個人の場合は100人以下）
- ・中小企業等協同組合等（窓口でご確認ください。）

なお、政令で資本金額や従業員数について、別に基準が定められている業種があります。

（1）経営安定サポート資金（経営安定資金）

- ① 国指定倒産＜法第2条第5項第1号＞関係
国が指定した「再生手続開始申立等事業者」に対し売掛金債権等を有する方。
- ② 事業活動の制限＜法第2条第5項第2号＞関係
取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引のある方および近隣等に所在する方。
- ③ 突発的災害（地域・業種）指定＜法第2条第5項第3号＞関係
突発的災害（事故等）により影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む方。
- ④ 突発的災害（地域）指定＜法第2条第5項第4号＞関係
突発的災害（自然災害等）により影響を受ける特定の地域の方。
- ⑤ 国指定不況業種＜法第2条第5項第5号＞関係
 - （イ）国が指定する業種に属する事業を行っており、最近3ヵ月間の売上高等（注－3）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している方。
 - （ロ）国が指定する業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方。
 - （ハ）国が指定する業種に属する事業を営んでおり、為替相場の変動や人手不足等の外的要因により、原材料費や人件費等の増加を受けて利益率が20%以上減少している等の影響が生じている方。
- ⑥ 破綻金融機関＜法第2条第5項第6号＞関係
金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど資金繰りが悪化している方。

注意：市町村認定の取得は、
一切の融資・保証を
約束するものではありません。

- （注－1） 利用資格①については、6ヵ月以上の業歴が必要です。
- （注－2） ・法第2条第5項については、国の指定した期間内に市町村長に対して認定の申請を行い、かつ認定書が発行されてから30日以内に融資申込みを終えていることが要件となります。
・法第2条第5項については、それぞれに認定要件があります。認定要件や国の指定した期間についての詳細は、市町村金融担当課へお問い合わせください。
- （注－3） 売上高等とは、売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高）を指します。

※利用資格④（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る）については、最大、貸付実行日から5年間取扱金融機関からのモニタリングを受ける必要があります。また金融機関は半期に一度、信用保証協会に対して、モニタリング内容を電子媒体により報告するものとします。
金融機関が報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとします。
なお、金融機関は、融資申込者が半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合は、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができます。

※法第2条第5項第7～8号に該当するとして市町村長の認定を受けた方については、本資金の対象となりませんが、信用保証協会の保証付融資において利用できる場合があります。

- ★金融取引の調整《法第2条第5項第7号》関係
金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）に伴って借入が減少している方。
- ★金融機関の貸付債権の譲渡《法第2条第5項第8号》関係
整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると認められる方。

（2）経営安定サポート資金（経営安定資金 危機関連）＜法2条6項＞関係

下記の認定要件をすべて満たす方。

- （イ）金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている方。
 - （ロ）原則として最近1ヵ月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる方。
- ※本資金利用の前提として、「内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じている」旨の経済産業大臣の告示があることが必要です。

なお、利用資格を備えても、この制度をご利用いただけない場合があります。

この制度を利用できない主な例は6ページの「制度をご利用いただけない主な例」をご覧ください。

2. 融資限度額 及び 融資条件

(1) 融資限度額 (注－4) 2億円 (うち、無担保8,000万円)

- (注－4)
- ・ この融資は信用保証付きですので、大阪信用保証協会および他の信用保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。利用可能な融資額については、大阪信用保証協会にお問い合わせください。
 - ・ 利用資格①の方については、運転資金のみとします。
 - ・ 利用資格⑤の方については、うち原則無担保8,000万円となります。

(2) 融資条件

資金用途	融資利率 (注－6)	融資期間	返済方法 (注－6)	信用保証料率 (注－7)
運 転	金融機関所定	10年以内	毎月元金均等分割返済 据置期間：12ヵ月以内	利用資格(1) ①～④、⑥ 年0.9%
設 備 運転設備 (注－5)				利用資格(1) ⑤ 年0.8%
危機関連	金融機関所定	10年以内	毎月元金均等分割返済 据置期間：24ヵ月以内	利用資格(2) 年0.8%

- (注－5) 設備資金の場合、原則として設備実施の着手確認が必要となり、実地調査等の設備着手の確認を行う場合があります。
設備に係る資金を他の資金に流用した場合には、完済するまで後続与信ができませんのでご注意ください。
※ 利用資格①は取扱不可
- (注－6) 融資利率は、申込時に金融機関にご確認ください。
据置期間中は利息のみの返済となります。
- (注－7) 決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)等により確認できる会社については、協会の定める料率から0.1%を引下げます。

(3) 担 保 有担保の申込みの場合には、不動産 (注－8)、有価証券等の確実な担保が必要です。

- (注－8) 農地、山林、雑種地、原野、仮登記物件など、現状によって担保として不適格なものがありますので、詳しくは大阪信用保証協会にご相談ください。

(4) 連帯保証人 次のとおりです。 (注－9)

	個人	法人	組合
連 帯 保 証 人	原則として、不要	必要となる場合があります。ただし、代表理事以外の連帯保証人は原則不要です。 (注－10)	必要となる場合があります。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

- (注－9) 次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。
- ・ 実質的な経営権を持つ方
 - ・ 事業承継予定者
 - ・ 同一事業に従事している配偶者
 - ・ 組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者) 等
- (※) 連帯保証人になっていただく方は取扱金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていただきます。
- (注－10) 特定非営利活動法人は、原則として履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)に登記のある理事全員が必要です。

3. 融資申込に必要な書類

大阪信用保証協会所定の「信用保証委託申込書【緑色】」および次の書類が必要です。
なお、提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。(注－11)

添付書類			確認欄
(1)	信用保証委託契約書 (注－12) (令和3年7月1日保証申込分より、貸付実行時に作成のうえ提出)	1	
(2)	申込人（企業）概要（前回保証時から変更ない場合は省略可）	1	
(3)	資産・負債および収入・支出（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	1	
(4)	保証人等明細	1	
(5)	同意書 (注－13) ・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用） ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）	各1	
(6) 法人の場合	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） (注－14) ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2	
	決算書および附属明細書（写） ※決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2	
	確定申告書（写）（※1） 【別表1、4、5など】（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。(注－14) （※2）申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 （取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2	
(7) 個人の場合	確定申告書（写）（※1）（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 書面による申告を行っている場合は別途確認資料が必要。(注－14) （※2）申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通 （取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2	
(8) 印鑑証明書 (注－15)	申込人	1	
	連帯保証人（法人代表者）等 (注－13)	(1)	
(9)	納税証明書等 (注－16) (注－17)	1	
(10)	市町村長の認定書 ※ 各市町村の金融担当課で認定申請を行ってください。	1	
(11)	担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本（発行後3ヵ月以内のもの）	(1)	
(12)	担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格および時価を記載した説明書	(1)	
(13)	「再生手続開始申立等事業者」に対し、売掛金債権を有していることを証する書類（手形の写し、手形記入帳、売掛台帳 等） ※ 利用資格1. ①による申込の場合	該当するもの各1通	
(14)	設備資金の場合、契約書（写）・見積書（写）等		
(15)	営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合）		
(16)	申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあっては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの）（写し可、原則発行後3ヵ月以内のもの）（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		
(17)	申込人（法人にあっては代表者）および連帯保証人が外国人の場合、在留資格および在留期間が確認できる住民票抄本（原則、発行後3ヵ月以内のもの）または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し ただし、在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。		
(18)	特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（特定非営利活動法人のみ） (注－20)		
(19)	「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明 ※経営者保証を提供しない場合は不要。ただし、作成者は事業者ではなく、受付機関とする。		
(20)	その他、必要と認められる書類		

- (注－11) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示(運転免許証、印鑑登録証明書等)を求められることがあります。
- (注－12) また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。
運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間または据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は2通必要です。なお、信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。
- (注－13) 申込人以外の方が担保を提供する場合は担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書および印鑑証明書が必要です。令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)に、保証の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出が必要です。
- (注－14) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)は必要(写し可)です。2回目以降は変更がある場合等に必要となる場合があります。
書面による申告を行っている場合、以下のいずれかが必要です。①所得税・法人税に係る納税証明書(その1またはその2)②所得税・法人税に係る納付書③通帳写し等所得税・法人税の納税が確認できるもの。※ただし、令和6年12月31日以前の確定申告書(書面)については税務署受付印による確認を可能とします。
- (注－15) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。)は必要(写し可、原則最近3ヵ月以内のもの)です。2回目以降は変更がある場合等に必要です。
- (注－16) 同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。金融機関による納付状況の確認が行われており、信用保証委託申込書の納付状況欄で滞納がないことを確認できる場合は省略することができます。

『個人情報の保護に関する法律』に基づき、信用保証付き融資をご利用の際は、「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関して、あらかじめお客様の同意をいただいています。

- (注－17) 納税証明書等は、次表の中から選んでください。

納税証明書等
1. 事業税 (注－18) 2. 所得税 (その1またはその3) 3. 法人税 (その1またはその3) 4. 府・市町村民税 (注－19) 5. 法人府民税 6. 法人市町村民税 のいずれかの当該事業に係る納税証明書 1 通。 なお、前記のいずれについても、発行時期が未到来のため、添付できない場合は、次のいずれか 1 通。 ・事業税、所得税、法人税、府・市町村民税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類。(当該事業に係るもの。)
新規担保提供での申し込みの場合は、担保提供者の納税証明書が必要です。
1. 所得税 (その3) 2. 消費税 (その3) のいずれかの納税証明書 1 通 (注－21)

- (注－18) 事業税の納税証明書で「確定額、納付額および未納額なし」と記載されているものは取り扱いません。

- (注－19) 当該事業に係る課税額ゼロの場合のみ、課税証明書(ゼロ証明)による取り扱いが可能です。

- (注－20) 特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等とは以下の書類。
(1) 事業報告書
(2) 計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録
ただし、決算を2期以上している場合は直近2期分
(3) 年間役員名簿
(4) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

- (注－21) 条件担保の場合で、金融機関の同意がある場合は省略が可能です。

4. 融資を受けられた後に必要な書類

- (1) 設備資金として融資を受けられた場合、領収証(写)等の設備実施確認資料を金融機関に提出してください。
- (2) 保証利用期間中に新たな決算期(申告期)が到来した場合、取扱金融機関または大阪信用保証協会より決算書(申告書)等の提出の依頼がありますので、提出してください。
なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

5. 取 扱 金 融 機 関

都 市 銀 行	みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそな
地 方 銀 行	あいち、阿波、池田泉州、伊予、愛媛、香川、関西みらい、紀陽、京都、高知、三十三、滋賀、四国、静岡、但馬、徳島大正、トマト、富山第一、名古屋、南都、百十四、福井、福邦、北陸、北國、みなと
信 託 銀 行	三井住友信託
信 用 金 庫	尼崎、永和、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、北おおさか、きのくに、京都、京都中央、播州、枚方
信 用 組 合	大阪協栄、大阪貯蓄、近畿産業、成協、大同、中央、のぞみ、ミレ
政 府 系	商工組合中央金庫(※1)
そ の 他	SBI新生(※2)、SBJ

※1(経営安定資金 危機関連)について、法第2条第6項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第11条第2項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、その後に法第2条第6項の認定を受けたものとの関係では、株式会社商工組合中央金庫を除く。

※2 SBI新生銀行は(経営安定資金 危機関連)の取扱いはありません。

6. 市町村認定窓口、申込窓口 および 相談窓口

★ 市町村認定窓口：市町村中小企業金融担当課 (2025年(令和7年)4月時点)

市 町 村 名	担 当 課	電 話 番 号	市 町 村 名	担 当 課	電 話 番 号
池田市	商工振興課	072-754-6241	太子町	観光産業課	0721-98-5521
和泉市	商工来訪促進担当	0725-99-8123	大東市	産業経済室	072-870-4013
泉大津市	地域経済課	0725-51-7651	高石市	産業共創課	072-265-1001
泉佐野市	まちの活性課	072-469-3131	高槻市	産業振興課	072-674-7411
茨木市	商工労政課	072-620-1620	田尻町	産業振興課	072-466-5008
大阪市	企業支援課	06-6264-9844	忠岡町	産業建築課	0725-22-1122
大阪狭山市	産業にぎわいづくりグループ	072-366-0011	千早赤阪村	農林環境課	0721-72-0081
貝塚市	産業戦略課	072-433-7193	豊中市	産業振興課	06-6858-2189
柏原市	産業振興課	072-972-1554	豊能町	農林商工課	072-739-3424
交野市	地域振興課	072-892-0121	富田林市	商工観光課	0721-25-1000
門真市	産業振興課	06-6902-5966	寝屋川市	都市一課	072-828-0751
河南町	農林商工観光課	0721-93-2500	能勢町	魅力創造課	072-734-3241
河内長野市	産業観光課	0721-53-1111	羽曳野市	経済労働課	072-958-1111
岸和田市	産業政策課	072-423-9485	阪南市	企画課	072-489-4585
熊取町	産業振興課	072-452-6085	東大阪市	産業総務課分室	06-6748-7275
堺市	(公財)堺市産業振興センター	072-255-8484	枚方市	商工振興課	072-841-1325
四條畷市	地域振興課	072-877-2121	藤井寺市	商工労働課	072-939-1337
島本町	にぎわい創造課	075-961-5151	松原市	産業振興課	072-334-1550
吹田市	地域経済振興室	06-6170-7217	岬町	産業観光促進課	072-492-2749
摂津市	産業振興課	06-6383-1362	箕面市	箕面営業室	072-724-6727
泉南市	産業振興課	072-483-8191	守口市	地域振興課	06-6992-1490
			八尾市	産業政策課	072-924-3845

★ 申込窓口：各取扱金融機関

申込に際しては、金融機関における確認や審査などがありますので、事前に取扱金融機関にご相談ください。

★ 融資に関する相談窓口

◇ 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課（制度融資グループ）
Tel 06-6210-9508

◇ 大阪信用保証協会

本 店 Tel 06-6131-7321 サポートオフィス Tel 06-6260-1730
東大阪支店 Tel 06-6781-9511 堺 支 店 Tel 072-223-3011
千 里 支 店 Tel 06-6835-3005 門 真 支 店 Tel 06-6906-2511

（※本店のお客様の申込相談・受付等は、原則としてサポートオフィスで行っています。）

※ 制度融資および大阪信用保証協会に関するご意見等については府金融課（制度融資グループ）までご連絡ください。
TEL ： 06-6210-9508
FAX ： 06-6210-9510



◆制度をご利用いただけない主な例

I. 業種・法人格について

農林漁業、金融保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業（公序良俗等の観点から問題がある場合）、性風俗関連特殊営業、宗教法人、学校法人、一般社団法人・一般財団法人・社会福祉法人（医業を主たる事業とする場合を除く）などの場合

II. 信用保証協会との取引について

- ① 原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合
また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ② 原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合
また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ③ 前回保証資金が、合理的理由なく資金の使途目的以外に流用されていた場合
- ④ 直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合

III. 金融取引等について

- ① 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合（原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む）
- ② 仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合

IV. 財務内容等について

- ① 税金を滞納し、完納の見通しがたたないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ② 借入金（消費性、住宅ローンを含む）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
- ③ 高利借入を利用して、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ④ 業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑤ 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ⑥ これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと大阪信用保証協会が判断した場合

V. その他

- ① 許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合
（申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く）
- ② 事業実態が把握できないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ③ 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ④ 申込人（関係人を含む）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
- ⑤ 申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合
- ⑥ 休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により、休眠会社として解散したものとみなされたもの）および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの）
- ⑦ 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑧ 申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合
- ⑨ 暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑩ その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合

- このご案内は、経営安定資金の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。
- その他ご不明な点は、取扱金融機関までお問い合わせください。
- 申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受け付けません。申込書受付後、取扱金融機関および保証協会が審査し、融資および保証の諾否、決定金額について通知します。
（各取扱金融機関からご連絡します。）
- 融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。
- 融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。このような代行業者は、大阪府および大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
- 申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくことになりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。
なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。